

用語	内容
いこまいCAR	市民が地域社会に積極的に参加しやすくするために、市内移動の交通手段として、市が平成14年1月から運行しているコミュニティ・タクシー。
SNS	Social Networking Service(Site)の略。インターネット上で友人を紹介しあって、個人間の交流を支援するサービス(サイト)。誰でも参加できるものと、友人からの紹介がないと参加できないものがある。
NPO	「Non-Profit Organization」または「Not-for-Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称。
基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、身体障害者、知的障害者、精神障害者の相談を総合的に行う
協働	協働とは、住民、事業者、行政など、様々な主体が、主体的、自発的に、共通の活動領域において、相互の立場や特性を認識・尊重しながら共通の目的を達成するために協力すること。
合理的配慮	障害のある人が他の者と平等な人権や自由を享有するために必要かつ適当な、「均衡を失った負担 又は 過度の負担」を課さない程度における配慮のこと。
子育て支援センター	子育て家庭等に対して、親子同士のふれあいの場であるサロンの提供、育児不安などに対する相談・助言、子育てサークルなどの育成・支援、各種教室や子育て講習会などの開催及び子育てに関する情報誌の発行を行う支援センターのこと。
コミュニティスクール(学校運営協議会)	教育委員会が任命する地域住民や保護者などで構成された、学校運営について一定の権限を持つ組織のこと。
自主防災組織	自分たちの命は自分たちで守るという「自主防災」あるいはコミュニティに根差して取り組むという「地区防災」の取り組みの中心的な役割を担う組織のこと。
社会福祉協議会	社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織。昭和26年(1951年)に制定された社会福祉事業法(現在の「社会福祉法」)に基づき設置されている。
住居確保給付金	生活困窮者自立支援制度の一つ。離職などにより住居を失った方、または失うおそれの高い方には、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給するもの。
障害者権利条約	正式名称は、「障害者の権利に関する条約」で、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定めている。
障害者差別解消法	正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」で、「差別の禁止」を基本原則とし、差別的取扱いの禁止や、合理的配慮の不提供の禁止を定めている。
小地域福祉活動	生活に密着した小地域単位で行われる住民の自主的な福祉活動のこと。①住民間のつながりを再構築する活動、②要援護者に対する具体的な援助を行う活動、③地域社会の福祉的機能を高める組織化活動が含まれる。

用語	内容
障害者総合支援法	正式名称は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」で、平成25年4月1日に施行。地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律。
職員対応要領	障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針に即して、障害者差別解消法に規定する事項に関し、職員が適切に対応するために必要な事項を定めたもの。
自立相談支援事業	生活困窮者自立支援制度の一つ。生活に困りごとや不安を抱えている方が相談する地域の相談窓口。支援員が相談を受けて、どのような支援が必要かを相談者と一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。
生活困窮者	現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人のこと。
生活困窮者自立支援制度	生活困窮者に対し、自立相談支援事業、住宅確保給付金の支給、就労準備支援事業、家計相談支援事業、就労訓練事業、生活困窮世帯の子どもの学習支援、一時生活支援事業などの支援を行う制度のこと。平成27年4月から開始されている。
生活支援コーディネーター	高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けて、主に資源開発やネットワーク構築の機能を果たす地域支え合い推進員のこと。
成年後見制度	認知症、知的障害、精神障害などにより物事を判断する能力が十分でない方について、本人の権利を守る援助者（「成年後見人」等）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度。
総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）	介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）については、市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを旨とするものです
相対的貧困率	相対的貧困率は、厚生労働省の国民生活基礎調査における、一定基準（貧困線）を下回る等価可処分所得しか得ていない者の割合をいいます。
多文化共生	国籍や民族の異なる人々が、互いの文化的違いを認めた上で、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。
地域共生社会	制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。
地域包括ケアシステム	高齢者ができる限り、住み慣れた地域で日常生活を営むことができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援のサービスを一体的に提供される仕組み。
地域包括支援センター	高齢者が住み慣れた地域で健やかに安定して暮らすことができるよう、総合的相談や要介護者等高齢者を総合的に支えるための地域の中核的機関。平成18年4月1日から介護保険法の改正に伴い創設。

用語	内容
ドメスティックバイオレンス (DV)	夫婦や恋人など親しい人間関係の中でおこる暴力を言い、身体的暴力だけでなく、精神的、性的、経済的な暴力等も含まれる。
ニート	15～34歳で、非労働力人口のうち家事も通学もしていない方のこと。
日常生活自立支援事業	認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う事業。
認知症	いろいろな原因で脳の細胞が死んでしまったり、働きが悪くなったために様々な障がいが起こり、生活する上で支障が出ている状態(およそ6か月以上継続)のこと。
認知症サポーター	認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする人のこと。
バリアフリー	障害のある人が社会生活をしていく上で、障壁(バリア)となるものを除去するという意味。
避難行動要支援者	障害のある人や高齢者、乳幼児など、災害発生時の避難等に特に支援を要する人のこと。
ふれあい・いきいきサロン	小地域において、ひとり暮らしや閉じこもりがちな高齢者が気軽に外へ出て仲間づくりを行ったり、活動等を行うことでいきいきと暮らせるための場
ボランティアコーディネーター	ボランティア活動を行いたい人とボランティアを必要とする人・組織などをつなぐ専門職、またはその立場のこと。
江南市市民自治によるまちづくり基本条例	江南市におけるまちづくりの基本理念や、まちづくりの担い手の権利・責務や役割など、さらには市政運営の仕組みなどを定めた条例であり、平成23年(2011年)4月1日に施行。
民生委員・児童委員	民生委員法に基づき、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場になって相談に応じ、及び必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めることを任務として、市町村の区域に配置されている民間人。民生委員は児童委員を兼ねる。
ユニバーサルデザイン	障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。バリアフリーとは、障害者や高齢者が、生活する上で支障となる物理的な障壁や意識上の障壁を取り除くこと、また障壁が取り除かれた状態。障壁を取り除くことをバリアフリーというのに対し、はじめから障壁をつくらないという考え方がユニバーサルデザイン。
要配慮者	高齢者、障害者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する人のこと。
老人クラブ	地域の高齢者が奉仕活動、健康の増進、レクリエーション、教養の向上など生きがいを高めるために、おおむね60歳以上の方で結成したクラブのこと。

(あいうえお順)